

令和 年 月 日

公益財団法人感染症差別防止財団

理事長 杉林 奈賀子 殿

## 助成交付申請書

貴法人が実施する物品助成事業に関し、当団体は、関係書類を添えて次のとおり申請をします。なお、この申請が承認された場合には、別紙「助成の条件」を遵守することを誓約いたします。

申請者名称	
代表者役職・氏名	印
申請者住所	〒 -
申請者電話番号	— —
申請者メールアドレス	@
添付書類	
今後の実施方針	

別紙 助成の条件

- 1 感染症の防止対策として、施設内に在室する者に対するマスク着用を含む咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等の励行を促すこと。
- 2 感染者の感染拡大状況において、助成対象者における児童又は職員その他関係者（以下「児童等」という。）のうちに、海外から帰国した者がいる場合、保健所等の関係機関及び嘱託医と連携のうえ、発熱や呼吸器症状があるかどうかを確認し、次の①又は②に従った対応を行うこと。
  - ① 帰国から2週間以内に発熱（37.5度以上）や呼吸器症状が出た児童等については、他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、すみやかに保健所に連絡してその従う。
  - ② 現に症状がない児童等についても、帰国から2週間の間は登園を避け、外出を控えるよう要請するとともに、保護者等と連携し健康状態を観察すること。症状が出現した場合には、上記①に従うこと。
- 3 新規の感染症が出現し、その拡大が予測される場合は、最新かつ正確な情報を保健所等関係機関と十分連携しつつ収集すること。また、これらの情報を助成対象者職員に提供するとともに、必要に応じ、児童等又は保護者に対する情報提供や相談対応に努めること。
- 4 感染症に感染した者もしくは感染後に快復した者、又は、医師、看護師等医療従事者が、助成対象者にその児童の入学等を申し入れた際、これらの者の児童であるという理由のみで、入学等を拒絶しないものであること。
- 5 当法人の物品助成規程を遵守すること。